現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて

（平成２３年４月１８日三種建発－７１）

1　次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。

（１）　随意契約により工事を発注し諸経費調整の対象となっている場合。

（２）　同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件をすべて満たしている場合。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は 3 件まで（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。）が１件あるときは４件まで、災害復旧工事等が２件あるときは５件まで）とする。

ア　県発注工事又は市町発注工事であること。（他市町発注工事については、当該市町が兼務を認めた場合に限る）

イ　工事現場がいずれも能代山本郡管内であること。

ウ　いずれも請負金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満の工事であること、又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。

2　同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置しようとする場合には、受注者は様式 1「現場代理人の兼務申請書」（以下「申請書」という。）を発注者に提出し、承認を得るものとする。

3　発注者は受注者より申請書の提出があった場合は、その内容が 1 の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合には、様式 2 によりこれを承認する。ただし、発注者が常駐が必要と判断した場合は、この限りではない。

4　上記３により承認を受けた後、契約変更等により上記１の要件を満たさなくなった場合は、それぞれの工事に別々の現場代理人を常駐させなければならない。

（平成 25 年 11 月 8 日三種建発－876　一部改正（平成 25 年 11 月 11 日から施行））
（平成 28 年 5 月 31 日三種建発－188　一部改正（平成 28 年 6 月 1 日から施行））
（平成 30 年 2 月 22 日三種建発－1135　一部改正（平成 30 年 2 月 26 日から施行））